

地球温暖化対策計画書制度の見直しについて

1. 現状

【制度概要】

温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者（地球温暖化対策事業者）に対し、温室効果ガス削減についての計画書および実施状況書の提出を義務づけるもの（平成 16 年 4 月施行）。対策事業者が自らの排出状況を把握し、自らで削減計画を立て、自らで実施状況を確認、さらなる改善を図ることで、排出量削減を達成することを目的としている。

【対象となる事業者の条件】（平成 29 年度当初時点で 735 事業者が対象）

- ① 県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所で使用するエネルギー使用量の年度の合計が、原油換算で 1,500k1 以上の事業者
 - ② 県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所で排出する 6.5 ガス^{*}の年度もしくは年間の合計が、ガスごとに 3,000t-CO₂ 以上かつ従業員数が 21 人以上の事業者
- ※非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素

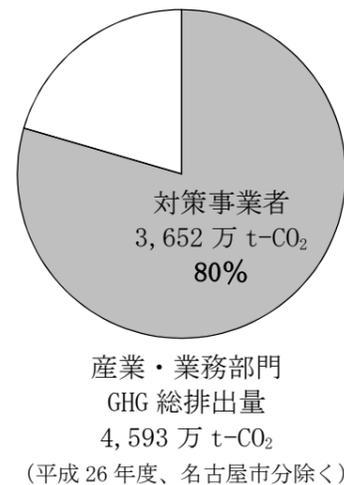
【規定】

県民の生活環境の保全等に関する条例

- ① 地球温暖化対策計画書・実施状況書の作成・提出（第 73、74 条）
- ② 県による届出内容の公表（総排出量、目標削減率、実績削減率等）（第 73 条）
- ③ 事業者自身による計画書等の内容公表の努力義務（第 73 条）
- ④ 計画書等の未提出者への勧告（第 75 条）
- ⑤ 必要な報告の徴取（第 104 条）
- ⑥ 罰則（報告の徴取に応じない、もしくは虚偽の報告をする）（第 113 条）

【地球温暖化対策事業者の温室効果ガス排出量】

- ・対策事業者の排出量は 3,652 万 t-CO₂ であり、県内の産業・業務部門排出量（名古屋市内を除く）4,593 万 t-CO₂ の約 8 割を占める。
- 対策事業者の削減量は、県の産業・業務部門の削減量に大きく寄与する。



【計画書の達成状況】

- ・対策事業者全体の排出量は直近の 3 年間で 3.3%削減されていることから、現行制度自体に年 1%程度の削減効果があると推測できるものの、自らの目標を達成できた事業者数の割合は約 5 割にとどまる。
- さらなる削減が見込まれる。

2. 課題

① 事業者の取組を適正に評価する制度となっていない

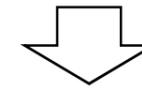
- ・事業者の届出に対するフィードバック（削減努力や取組姿勢について県が評価するなど）を行っておらず、事業者の取組意欲を引き出すことでさらなる削減につなげられるような制度になっていない。

② 事業者の削減対策の後押しができていない

- ・排出量が増加している事業者や、削減余地があるにも関わらず行動ができていない事業者に対し、県が具体的に助言する等の支援を行っていない。

③ 中小規模事業者が参加できる制度となっていない

- ・中小規模事業者が、意欲的に自主的取組を行おうとしても、この制度に参加することはできない。今後制度が見直されても、県からの評価が受けられない。



3. 見直し案

① 県が届出に対する評価をし、評価結果を公表する仕組みとする。

- ・事業者が自らの削減対策実施状況について客観的に認識ができる届出内容とする。
- ・県が事業者の届出について客観的な指標に基づく評価をし、その結果について公表する。

② 県が事業者に対し指導・助言及び立入調査を行う仕組みとする。

- ・県が事業者の削減計画及び実施状況について、具体的な指導・助言を行うことを可能とする。
- ・事業者に対し具体的な指導・助言を行うため、県が事業所等への立入調査及び届出内容の根拠資料の提出等を求めることを可能とする。

③ 中小規模事業者が任意に計画書を提出することができる仕組みとする。

- ・中小規模事業者が、県に計画書を提出することができる制度とする。これにより、任意に計画書を提出した事業者は、対策事業者と同様に県の評価を受けることを可能とする。

【規定の対比表】

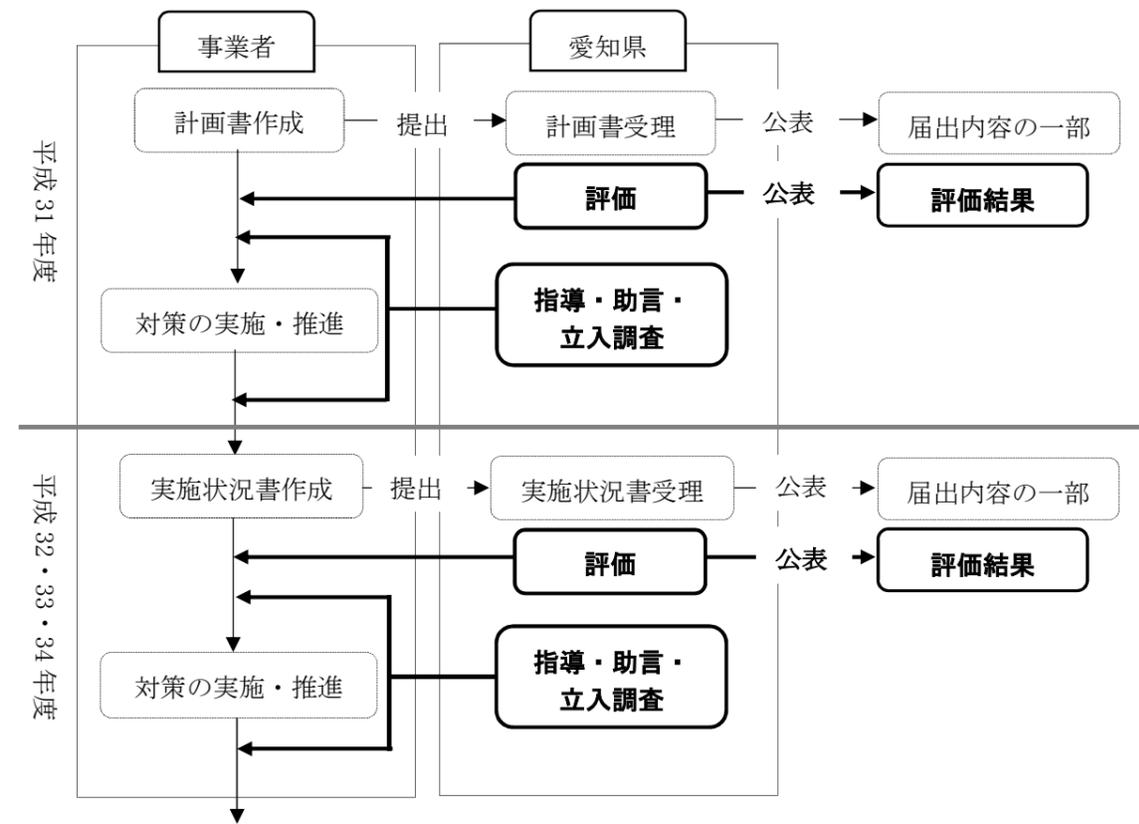
	現行条例における規定	新たな規定案
届出	計画書の提出 (対策事業者は義務)	計画書の提出 (対策事業者は義務) (対策事業者以外が届出できる規定)
	実施状況書の提出 (対策事業者は義務)	実施状況書の提出 (届出提出事業者は義務)
	県による届出内容(一部)の公表	県による届出内容(一部)の公表
	対策事業者による届出の自主的公表	届出提出事業者による届出の自主的公表
評価		計画書・実施状況書の評価 県による評価結果の公表
		対策実施状況等に対する指導・助言等 (対策事業者のみ)
勧告	届出提出がないことに対する勧告	届出提出がないことに対する勧告 (対策事業者のみ)
	勧告に従わない旨の公表	勧告に従わない旨の公表 (対策事業者のみ)

■ 新たな規定

※現行条例において、県は、条例を施行するにあたり必要な限度において対策事業者に報告を求めることができる。また、報告を求めた事業者が報告をしなかった場合、もしくは虚偽の報告した場合に罰則の規定がある。

【対応案反映後の制度の流れ】

※太字が新たに加わる部分



※平成34年度は次期計画書作成も同時進行